

高等学校等就学支援金 認定手続きについて（ご通知）

本制度は、家庭の経済状況にかかわらず希望に沿った進路選択ができるよう、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものです。

なお、就学支援金は学校設置者（都道府県や学校法人など）が、生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てることになるため、生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。

1. 就学支援金とは

- ① 支給判断は、保護者全員の市町村民税所得割額で受給要件を判断します。（両親のとき、父母双方の市町村民税所得割額を合算して判断します。なお、保護者とは、原則、親権者です。）
- ② 支給方法は、納入時に授業料から就学支援金を差し引き（相殺）する予定ですが、認定手続き及び継続支給の手続き（2回目）の時期によっては、支給額決定後に就学支援金相当額を銀行振込等により還付する方法となります。
- ③ 本校の月額授業料は20,000円ですので、就学支援金の支給額の上限は、月額20,000円となります。

2. 受給要件と支給月額

- ※ 就学支援金の支給は、市町村民税所得割額（保護者全員分の合算）により判断します。
- ※ 市町村民税所得割額（保護者全員分の合算）が304,200円以上の世帯には、就学支援金は支給されません。

種別	受給要件 市町村民税所得割額 ※保護者全員分の合算	支援金の額（月額） 【 授業料実納付額（月額） 】		
		一般生	奨学生S	奨学生A・B・C
1	非課税の場合	20,000円 【0円】	20,000円 【0円】	20,000円 【0円】
2	51,300円未満	19,800円 【200円】	19,800円 【0円】	19,800円 【100円】
3	154,500円未満	14,850円 【5,150円】	14,850円 【0円】	14,850円 【2,575円】
4	304,200円未満	9,900円 【10,100円】	9,900円 【0円】	9,900円 【5,050円】

※毎月引落しさせて頂いております校納金とは、授業料、施設費、教育充実費及び冷暖房費を合算したものです。

3. 書類の提出について

- ① 受給要件に該当し、受給資格の認定を受ける場合
次の提出書類を、所定の就学支援金申請用の封筒に入れて提出してください。
 1. 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
 2. 保護者全員分の平成29年度課税証明書（市町村民税所得割額が確認できるもの）
- ② 提出日

平成30年4月8日（日） 担任へ提出してください。

4. 提出書類についての説明

- ① 課税証明書とは、市町村が発行する市町村県民税課税証明書です。
ただし、市町村によってはその呼称が異なることがあります。市町村にご確認ください。
- ② 課税証明書は、保護者の所得の有無に関係なく保護者全員分を提出してください。
- ③ 兄弟姉妹などで同時に2人以上申請のとき、2人目以降の提出書類はコピーで可能です。
- ④ 課税証明書の余白に、学年・組・番号・生徒氏名を鉛筆で記入してください。
- ⑤ 申請書の日付は、提出日（平成30年4月8日）を記入してください。

5. 留意事項

- ① 4月の受給資格認定申請による就学支援金の受給期間は、4月分から6月分となります。
- ② 出し忘れ等で提出期限から遅れたときは、さかのぼっての支給はされません。
出し忘れ等がないようご注意ください。
- ③ 住民税の修正申告や保護者に変更があるときは、速やかに事務室へお申し出ください。

6. 今後の就学支援金の流れ

- ① 6月に2回目の手続きが必要となります。
(生徒を通じて文書にて通知いたします。)
- ② 2回目の手続きによる就学支援金の受給期間は、7月分から翌年6月分（ただし、3年生については7月分から3月分）となります。

※就学支援金は、引き続いて自動的に支給されませんので、必ず2回目の手続きが必要となります。

就学支援金に関する問い合わせは、事務室（0968-72-4151）までお願いします。

提出書類（個人情報）は、利用目的の為にのみ使用させていただきます。

◎就学支援金の受給を希望しない場合は、学校事務室までご連絡ください。